

開催期日 令和6年12月16日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会	令和6年12月16日	午後1時30分
閉 会	令和6年12月16日	午後2時18分
場 所	中島村役場 2階会議室	

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
処分について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第4号 処分について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第6号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和6年第13回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

どうも皆さんこんにちは。12月の大変お忙しい中、農業委員会総会ということで皆さんに集まっていただきました。ありがとうございます。

今回の案件なんですけど、6件ほどございます。皆さんの慎重審議をよろしくお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

なお、今日は夕方の6時から、吉田職務代理の方で段取りしていただいた歓迎会がございますので、是非ご出席くださいますようお願いいたします。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、3番長田信夫農業委員、4番小針一男農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第10号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第1号受付番号第10号につきまして、12月6日に譲渡人・●●●●●
さん、譲受人・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の
とおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認しましたが
問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以
上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第1号受付番号第10号につきまして、只今加藤推進委員より報告があ
りました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と同様に、
現地についても12月6日に確認しましたが問題はなく、譲受人は農家であり、
耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか
諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請
に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分
について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番吉田健司推進委員

議案第 2 号受付番号第 3 号につきまして、1 2 月 7 日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、工事終了後は農地へ復元されるため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番吉田定雄農業委員

議案第 2 号受付番号第 3 号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても 1 2 月 7 日に確認し、工事終了後は農地へ復元されるため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 3 号受付番号第 4 号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番吉田健司推進委員

議案第 3 号受付番号第 4 号につきまして、1 2 月 8 日に、譲渡人・●●●●さんにはお会いして、譲受人・●●●●さんには電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番吉田定雄農業委員

議案第 3 号受付番号第 4 号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても 1 2 月 8 日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 4 号受付番号第 5 号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番加藤貴裕推進委員

議案第 4 号受付番号第 5 号につきまして、1 2 月 6 日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん、●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番芳賀敏行農業委員

議案第 4 号受付番号第 5 号につきまして、只今加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と同様に、現地についても 1 2 月 6 日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号及び議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、関連案件であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第5号及び議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号及び議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第22号及び議案第6号受付番号第23号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番鈴木和宏推進委員

議案第5号受付番号第22号及び議案第6号受付番号第23号につきまして、12月14日に申請人・●●●●さん、●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、双方とも農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第5号受付番号第22号及び議案第6号受付番号第23号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても12月14日に確認いたしましたが無問題で、双方とも農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号及び議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、1月15日（水）に役場2階会議室で行う。

二点目 農地に関する相談について

三点目 先月の農地に関する相談の解決について

四点目 地域計画（案）に関する説明会開催について

五点目 認定農業者協議会視察研修会について

六点目 農業委員会歓迎会について

七点目 タブレット端末操作練習を実施

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和6年12月16日 午後2時18分